

革新的な研究開発の社会実装のための施設整備等の推進 (国立大学法人法の特例)

<初認定>
つくば市：令和7年11月28日

● (構造改革特区法 第34条)

規制改革の内容

特例措置前

国立大学法人が業務範囲外の目的のためにその土地等を貸し付けるに当たっては、文部科学大臣の認可が必要。

特例措置

革新的な研究開発の成果を活用した施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付けを行う場合は、文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができることとする。

効果

民間企業等の研究開発成果の迅速な社会実装や適時をとらえた事業実施による地方公共団体・大学・民間企業等が連携したイノベーション推進による地方創生を実現。

規制改革の概要

従来

国立大学法人

文部科学大臣
の認可

土地等の貸付

計画認定後

国立大学法人

文部科学大臣
への事前の届出

土地等の貸付

活用イメージ①

地域のイノベーション拠点としてスタートアップ企業が入居する施設や再生可能エネルギー供給設備を整備



活用イメージ②

最新テクノロジーを導入したサービス施設（顔認証技術で商品の購入決済まで行える日用品の販売等を行う店舗）を整備

